

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	瀬戸内海の環境修復技術に関する検討業務
業 務 概 要	瀬戸内海の環境修復技術の検討における環境修復目標の設定ならびに修復方法の実現性を確認するための実証試験について検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所長 嘉屋健二 国土交通省中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所 広島市南区宇品海岸3-10-28
契 約 年 月 日	令和2年5月7日
契 約 業 者 名	一般財団法人みなと総合研究財団
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門三丁目1番10号
契 約 金 額	14,905,000円(税込み)
予 定 価 格	14,985,814円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は瀬戸内海の環境修復技術の検討における環境修復目標の設定ならびに修復方法の実現性を確認するための実証試験について検討を行うものである。</p> <p>簡易公募型(選定段階省略型)プロポーザル方式により手続き開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書及び技術提案書が提出された。</p> <p>提出された参加表明書等について、広島港湾空港技術調査事務所建設コンサルタント等選定委員会により資格要件及び専門技術力等から総合的に評価した結果、一般財団法人みなと総合研究財団を本業務の契約相手方として特定したものである。</p> <p>以上により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和2年5月7日
履 行 期 間 (至)	令和3年2月26日
備 考	